

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、南丹市の地域の地震災害に係る防災に関し総合化と計画化を図るため、次の事項を定め、その万全を期することを目的とする。

- 1 南丹市の区域に係る防災に関し、市及び市の区域を所轄する指定地方行政機関、京都府、指定公共機関、その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び南丹市において想定される震災被害の想定
- 2 震災に関する情報の伝達、防災施設の新設、改良及び保安並びに防災知識の普及、訓練、調査その他災害予防計画
- 3 災害応急対策の活動体制、通信情報及び消防、水防、避難の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画
- 4 被災住民の生活確保対策、公共土木施設、農林水産施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画
- 5 その他必要な事項

第2節 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次の理念のもとに推進する。

災害に対しては、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・啓発・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、被害を最小限に止めるよう努める。

1 災害に強いまちづくり

災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対処が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害による人的被害、経済的被害を軽減するための備えをより一層充実して、その実践を促進する市民運動を展開して、災害に強いまちづくりに努める。

- (1) 南丹市建築物耐震改修促進計画に基づく耐震性の向上
- (2) 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を考慮した避難所の確保

2 災害に強い体制づくり

防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。

- (1) 災害対策本部の機能強化（地域特性及び担当事務を考慮した職員参集体制の整備等）
- (2) 洪水予報、河川水位、土砂災害警戒情報等に基づく避難体制の整備（避難勧告等の

- 判断・伝達マニュアル、土砂災害警戒避難マニュアル等の作成)
- (3) 災害時要援護者への支援の強化（災害時要援護者支援プラン等の作成）
 - (4) 避難所運営マニュアル等に基づく避難所の運営・管理体制の整備
 - (5) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立
 - (6) 企業防災の促進（事業継続計画（BCP）の策定促進）

3 災害に強い人づくり

災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等、市民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

- (1) 市民の災害時行動力の強化（防災知識の普及・啓発）
- (2) 実践的な防災訓練の実施
- (3) 自主防災組織の育成
- (4) 市民及び事業所の連携強化

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、各機関は、毎年関係のある事項について、市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

第4節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 府防災計画 | 京都府地域防災計画 |
| 4 市防災計画 | 南丹市地域防災計画 |
| 5 災害対策本部 | 南丹市災害対策本部 |
| 6 支 部 | 南丹市災害対策本部の支部 |

第5節 計画の周知徹底

この計画は、南丹市防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において日頃から研究訓練、その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画は必要に応じて職員あるいは地域住民に周知徹底を図るものとする。

第6節 計画の運用

この計画に掲げた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第7節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、おおむね次の当該機関ごとに定める事務又は業務を処理するものとする。

第1 南丹市

- 1 市防災会議及び災害対策本部に関する事務
- 2 地震対策計画の作成
- 3 地震防災に関する施設、組織の整備
- 4 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策
- 5 地震情報の収集と伝達
- 6 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- 7 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- 8 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備、その他市民の自発的な防災活動の促進
- 9 避難準備情報の伝達、避難の勧告又は指示
- 10 災害の防除と拡大の防止
- 11 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者に対する防災上必要な措置
- 12 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- 13 被災企業等に対する融資等の対策
- 14 被災施設の応急対策
- 15 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- 16 災害時における文教対策

- 17 災害対策要員等の動員
- 18 災害時における交通、輸送の確保
- 19 被災施設の復旧
- 20 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- 21 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第2 京都府

- 1 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項
- 2 地震対策計画の作成
- 3 地震防災に関する施設、組織の整備
- 4 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策
- 5 地震情報の収集と伝達
- 6 災害による被害の調査報告と、その他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供
- 7 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- 8 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備、その他京都府民の自発的な防災活動の促進
- 9 避難の勧告又は指示
- 10 災害の防除と拡大の防止
- 11 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者に対する防災上必要な措置
- 12 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- 13 被災企業等に対する融資等の対策
- 14 被災京都府営施設の応急対策
- 15 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- 16 災害時における文教対策
- 17 災害対策要員の動員
- 18 災害時における交通、輸送の確保
- 19 被災施設の復旧
- 20 市町村、その他の防災機関等の連絡調整、指示、あつ旋等
- 21 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第3 指定地方行政機関

- 1 近畿管区警察局

- (1) 管区内警察の指導調整に関すること
 - (2) 他管区警察局との連携に関すること
 - (3) 関係機関との協力に関すること
 - (4) 情報の収集及び連絡に関すること
 - (5) 警察通信の運用に関すること
- 2 近畿財務局
- (1) 公共土木等被災施設の査定の立会
 - (2) 地方公共団体に対する災害融資
 - (3) 国有財産の無償貸付等
 - (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示
- 3 近畿厚生局
- (1) 厚生労働省の所掌に係る医療施設、社会福祉施設、水道施設等及びこれらの業務の被害状況に係る情報の収集及び提供情報の収集及び提供
- 4 近畿農政局
- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
 - (2) 農業関係被害状況の収集報告
 - (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
 - (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋指導
 - (5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧
 - (6) 土地改良機械の緊急貸付け
 - (7) 生鮮食料品、飼料、種もみ等の供給あっ旋
 - (8) 災害時における主要食糧の応急供給
- 5 近畿中国森林管理局
- (1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備
 - (2) 国有林における予防治山施設による災害予防
 - (3) 国有林における荒廃地の復旧
 - (4) 災害対策用資材の供給
- 6 近畿経済産業局
- (1) 災害時における物資の供給及び物価の安定
 - (2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する融資のあっ旋
 - (3) 電気事業に関する復旧支援対策
- 7 中部近畿産業保安監督部（近畿支部）
- (1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
 - (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保
- 8 近畿運輸局
- (1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導

- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

9 近畿地方整備局

- (1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- (3) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- (4) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- (7) 直轄公共土木施設の復旧に関すること
- (8) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

10 大阪航空局大阪空港事務所

- (1) 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助

11 大阪管区气象台

- (1) 地震の観測並びにこれらに関する資料の収集
- (2) 地震に関する情報の発表及び通知
- (3) 地震に関する知識の普及並びに資料の提供

12 近畿総合通信局

- (1) 電波の統制管理
- (2) 災害時における電気通信の確保及び非常無線通信の運用管理
- (3) 非常通信協議会の育成指導

13 京都労働局

- (1) 産業災害予防対策
- (2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施
- (3) 災害応急対策に必要な労働力の確保

第4 自衛隊（陸上自衛隊第7普通科連隊、陸上自衛隊第4施設団、海上自衛隊舞鶴地方総監部）

1 災害の予防及び災害応急対策の支援

第5 指定公共機関

1 船井郡衛生管理組合

- (1) 災害時の廃棄物処理に関すること
- (2) 被災者の火葬業務に関すること
- (3) 災害応急対策に必要なし尿汲み取り等の早期手配

2 西日本電信電話株式会社（京都支店）

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

3 KDD I 株式会社（関西総支社）

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

4 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

5 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライ

フライン事業者及び報道機関等との連携

6 ソフトバンクモバイル株式会社

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライ
フライン事業者及び報道機関等との連携

7 日本赤十字社（京都府支部）

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
- (2) 災害時における被災者の救護保護
- (3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
- (4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分

8 西日本旅客鉄道株式会社（京都支社、福知山支社）

- (1) 鉄道施設等の保全
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
- (3) JR通信施設の確保と通信連絡の協力

9 日本放送協会（京都放送局）

- (1) 市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分

10 関西電力株式会社（京都支店）

- (1) ダム施設等の整備と防災管理
- (2) 災害時における電力供給
- (3) 被災施設の応急対策及び復旧
- (4) 放射性物質対策

11 日本銀行（京都支店）

- (1) 災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導

12 西日本高速道路株式会社

- (1) 高速道路の保全
- (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧

13 日本通運株式会社（京都支店）

- (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力

14 水資源機構（関西支社）

- (1) ダム施設等の整備と防災管理

15 郵便局株式会社・郵便事業株式会社（近畿支社）

- (1) 災害時における郵便物の運送の確保
- (2) 被災地あて救助用小包の料金の免除
- (3) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (4) 郵便貯金等の非常取扱いの実施
- (5) 簡易保険の非常即時払並びに非常即時貸付
- (6) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資

第6 京都府警察（南丹警察署）

- 1 災害に関する情報収集
- 2 被災者の救出救助及び避難措置
- 3 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
- 4 被災地及びその周辺の交通規制
- 5 危険物の保安措置

第7 京都中部広域消防組合

- 1 災害による被害報告と情報の収集及び広報
- 2 災害の防除と拡大の防止
- 3 負傷者の救出、救助及び搬送
- 4 火災発生時における消火活動
- 5 被災者の救出、救助及び被災者救助保護
- 6 管内関係団体が実施する防災訓練等の指導

第8 指定地方公共機関

- 1 株式会社京都放送
 - (1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 2 社団法人京都府医師会
 - (1) 災害時における医療救護の実施
- 3 株式会社エフエム京都
 - (1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 4 社団法人京都府バス協会
 - (1) 協会所属各社との連絡調整

- 5 社団法人京都府トラック協会
 - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 6 社団法人京都府エルピーガス協会
 - (1) 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
 - (2) 災害時における液化石油ガスの供給確保
 - (3) 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 1 土地改良区
 - (1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理
 - (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
 - (3) たん水の防排除施設の整備と活動
- 2 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合
 - (1) 共同利用施設等の災害応急対策及び復旧
 - (2) 被災組合員に対する融資又はあっ旋
 - (3) 生産資材等の確保又はあっ旋
- 3 商工会
 - (1) 被災会員に対する融資又はそのあっ旋
 - (2) 副食物販売業者、生活必需品販売業者等の調査名簿作成及び物資調達協力
 - (3) 副食物、生活必需品の購入に対する協力
- 4 区（自治会及び地域振興会）
 - (1) 区（地域）内の住民に対する各種情報の伝達と災害情報等の通報
 - (2) 区（地域）内に発生した事項についての応急措置
 - (3) 各種機関に対する協力
- 5 建設業組合
 - (1) 被災施設等の応急復旧
- 6 報道機関
 - (1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 7 病院等経営者
 - (1) 避難施設の整備と避難の訓練
 - (2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護
- 8 金融機関
 - (1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置
- 9 液化石油ガス等取扱機関

- (1) 液化石油ガス等の防災管理
- (2) 災害時における液化石油ガス等の供給

10 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難の訓練
- (2) 災害時における応急教育対策
- (3) 被災施設の復旧

11 自動車運送機関

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

第8節 震災の想定

第1 地形、地質

本市の地形は、大部分が若丹山地、南部の一部が摂丹山地に含まれ、西部の園部町と日吉町の一部の市域界沿い及び美山町の鏡峠周辺から三国岳にかけての尾根筋が中央分水界の一部をなしており、三国岳(標高959m)をはじめ標高400m～900m前後の山地が連なり、北部の美山町の全域と日吉町の一部は日本海へ注ぐ由良川の流域、残る日吉町の大部分と園部町、八木町の地域は大阪湾に注ぐ桂川の流域を構成している。

北部の山地はおおむね急峻であり、由良川水系には大野ダム(国土交通省)、桂川水系には日吉ダム(水資源機構)と世木ダム(関西電力と水資源機構との兼用工作物)が建設されている。

由良川流域では、平野部は由良川及び支流の河川沿いなどの由良川上流河谷などに限定され、山地が卓越し、平野部の非常に少ない地形である。平野部の傾斜は、由良川沿いは全体として東から西に向かって、順次高度が低下する構成となっている。

桂川流域では、北側の田原川や胡麻川、志和賀川などでは平野部は河川沿いに限定され、山地が卓越した地形である。南部では四周を三郎ヶ岳山地、行者山山地、半国山山地、観音峠山地などに囲まれて扇状性低地として園部盆地が形成され、平野部は、桂川に沿って、亀岡盆地へと広がっている。平野部の傾斜は、桂川の上流北側はおおむね南下がり、南側は北下がり、桂川沿いは東下がりの構成となっている。

南丹市の地形状況

	山地		丘陵地		台地	低地		合計
	中起伏	小起伏	大起伏	小起伏	砂礫(下位)	扇状地性	三角州性	
南丹市	209km ²	306km ²	9km ²	12km ²	26km ²	50km ²	3km ²	615km ²

(出典：土地分類図付属資料 京都府 昭和51年 財団法人日本地図センター発行)

本市の地質は、丹波地帯の古生層が広く分布しており、泥質岩・砂岩・チャート互層を主体として、チャート、輝緑凝灰岩が東西方向の帯状に分布している。また南部の半国山山地では有馬層群の一部をなす流紋岩質岩積が分布している。由良川や桂川、その支流沿いは、礫、砂、泥による堆積物により構成されている。

本市に分布する地層は、東西方向に軸を持つ褶曲構造を基本としており、東西方向の切り土斜面や自然斜面などは受け盤となったり、流れ盤となったりして、斜面崩壊につながることもあるとされている。

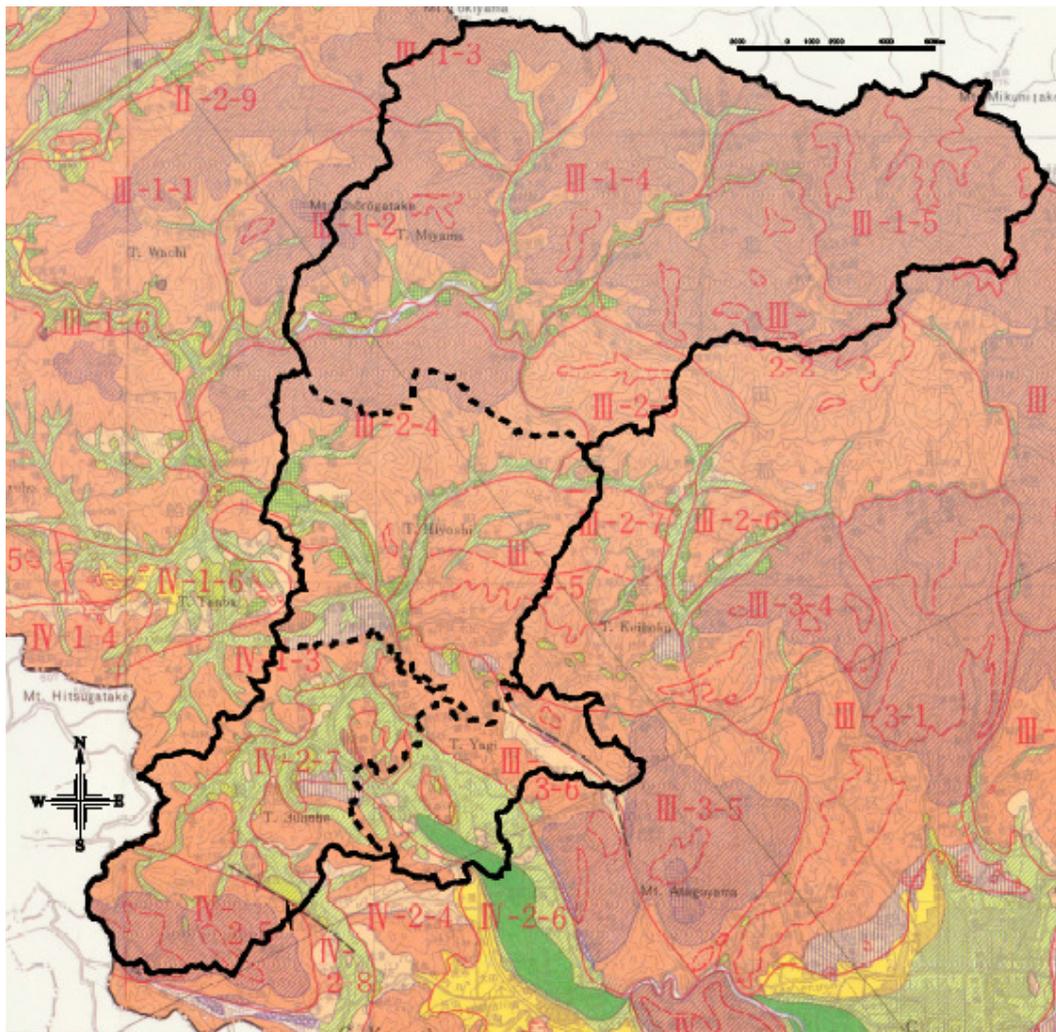
南丹市の表層地質分布状況

	未固結堆積物		固結堆積物				火山性岩石	深成岩類	合計
	礫・砂	礫・砂・泥	砂岩	チャート	互層	輝緑凝灰岩	流紋岩質岩石	花崗岩質岩石	
南丹市	28km ²	28km ²	1km ²	55km ²	464km ²	21km ²	16km ²	2km ²	615km ²

(出典：土地分類図付属資料 京都府 昭和51年 財団法人日本地図センター発行)

南丹市周辺の地形地域区分

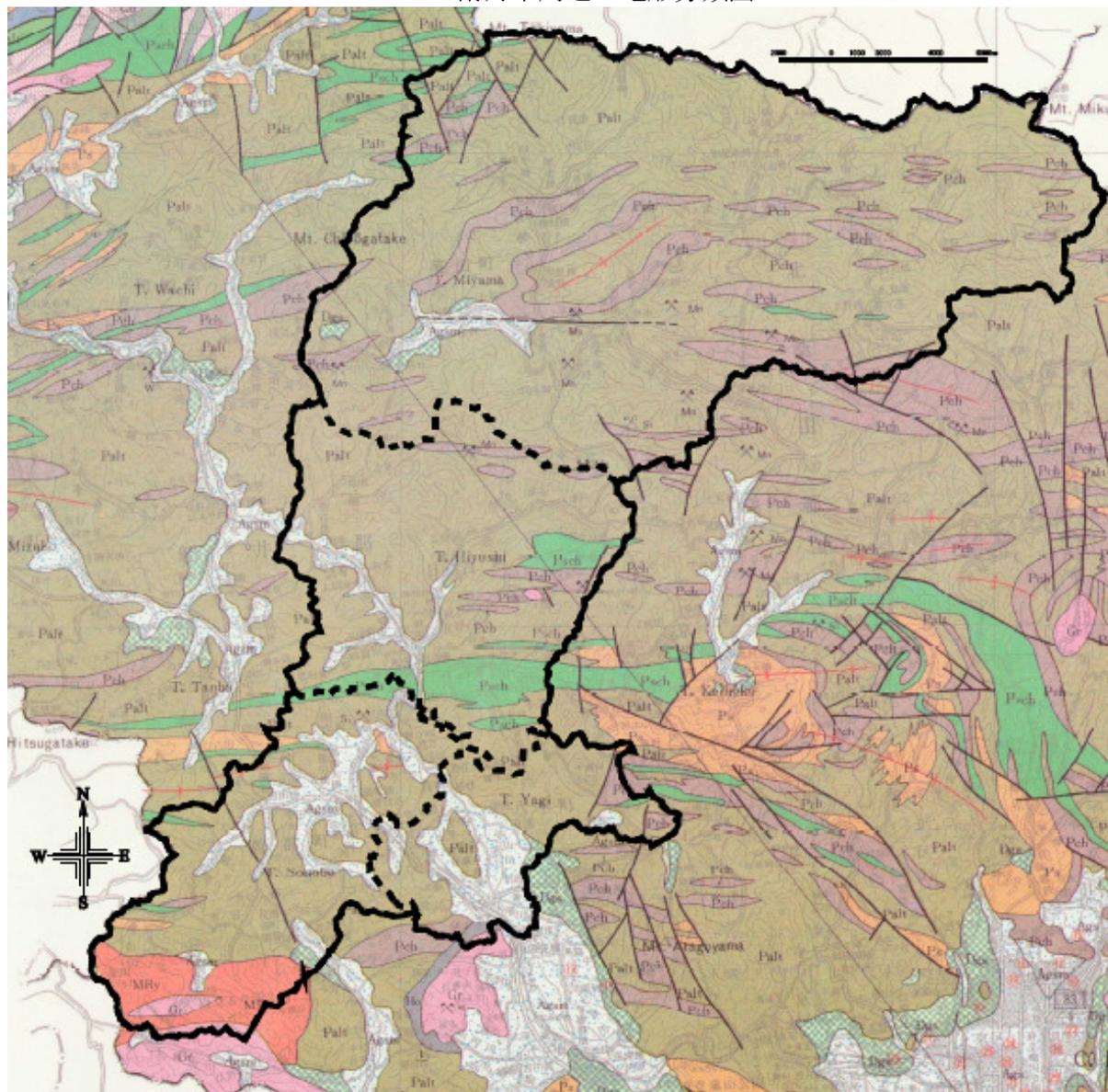
若丹山地	由良川上流北岸山地	Ⅲ-1-2 長老ヶ岳山地 Ⅲ-1-3 頭巾山地 Ⅲ-1-4 八ヶ峰山地 Ⅲ-1-5 三国岳山地	Ⅲ-1-6 由良川上流河谷
	大堰川上流北岸山地	Ⅲ-2-2 佐々里峠山地 Ⅲ-2-3 深見峠山地 Ⅲ-2-4 海老坂山地 Ⅲ-2-5 日吉山地	Ⅲ-2-7 周山盆地
	大堰川上流南岸山地	Ⅲ-3-5 愛宕山地 Ⅲ-3-6 三郎ヶ岳山地	
摂丹山地	土師川流域周縁山地	Ⅳ-1-3 観音峠山地	Ⅳ-1-6 須知盆地
	亀岡盆地西縁山地	Ⅳ-2-4 行者山山地 Ⅳ-2-5 半国山山地	Ⅳ-2-6 亀岡盆地 Ⅳ-2-7 園部盆地



凡例	山地	丘陵地	台地	低地
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  中起伏山地  小起伏山地 </div> <div style="width: 45%;">  大起伏丘陵地  小起伏丘陵地 </div> </div>	 砂礫台地・段丘 (下位)	 扇状地性低地  三角州性低地	

(出典：土地分類図(京都府)昭和51年 国土庁)

南丹市周辺の地形分類図



	未固結堆積物	固結堆積物	火山性岩石	深成岩類
凡 例	 礫・砂・泥	 Ps 砂岩	 MRy 流紋岩質岩石	 Gr 花崗岩質岩石
	 礫・砂	 Pch チャート		
		 Palt 泥質岩・砂岩・チャート互層		
		 Psch 輝緑凝灰岩		

(出典：土地分類図(京都府)昭和51年 国土庁)

南丹市周辺の表層地質図

第2 地震被害の履歴と、南丹市周辺の活断層の分布

京都近辺の地震活動の特徴は、以下のようにされている。

京都近辺の地震活動の特徴

- (1) 京阪神地域は活断層の密集している地域の一部であり、資料の分析から、活断層の分布に対応していない陸の浅い地震の発生頻度が高い地域であるが、京都府域は特に地震の発生頻度の高い地域である。
 - (2) 南海トラフの巨大地震は、約90～150年ごとに繰り返し発生し、京都府域に影響を与える。この地震による揺れは震度4～5程度であり、次の南海トラフの巨大地震は2040年頃と予測される。
 - (3) この地域の活断層の地震活動には活動期と静穏期があり、平均的には南海トラフの巨大地震の約60年前から約10年後までが活動期である。
 - (4) それぞれの活動期において、南海トラフの巨大地震は必ず起こり、活断層帯の地震は最近数百年の歴史地震に活動した活断層帯と異なる活断層帯に発生する。
したがって、後者の場合、同じ場所での揺れ方は過去の事例と大きく異なる可能性が強い。このような地震が起こると、震源断層付近には震度6以上の揺れがあり、広域にわたって規模の大きな災害が発生する。
 - (5) 地震の規模別頻度分布は、一般的に小さい地震ほど数が多いという性格がある。京都府域の活断層帯にはM6クラスの地震も多い。これらは、活断層帯の大規模な地震の余震であるか、長期の前駆的活動である場合が多いが、その他にも時空間的に散在して分布する。M6クラスの地震であっても、震源付近では、局所的な被害をもたらすことがある。
 - (6) 京都府内にあり、既に存在が知られ、活断層であることが明らかな花折断層系、西山断層系、三峠断層系、黄檗断層系が震源となった地震は、発掘調査や資料からはまだ明瞭に確認されていない。
- (出典：京都府地震被害想定調査報告書－平成10年3月－京都府。原典は、「京都と周辺地域の地震活動の特性－1996年－尾池和夫」)

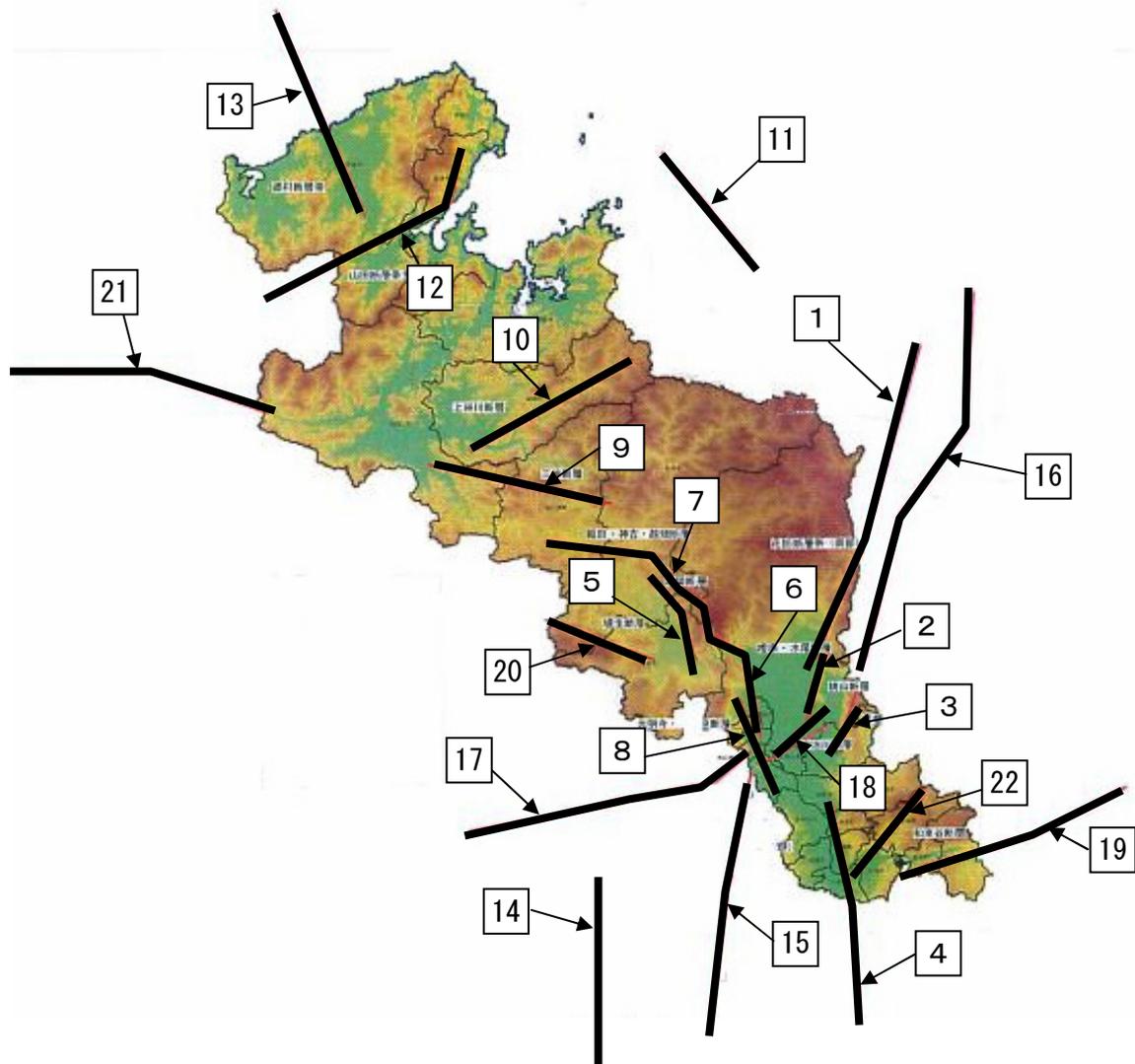
また、南丹市周辺に置いて今後も地震を伴う可能性が高い活断層として、次のような断層があるとされている。

活動により南丹市内に被害が想定される主な断層

断層名		長さ (km)	幅 (km)	傾斜角度 (度・方向)	地震規模 (M)	断層タイプ	最大予測 震度
西山 断層 帯	亀岡断層	13.0	16.0	60° E	6.7	東側隆起	6強
	椋原 - 水尾断層	15.0	15.0	70° W・90°	6.6	西側隆起 - 横ずれ	5強
	殿田 - 神吉 - 越畑断層	31.5	15.0	90°・70° E	7.2	左横ずれ	7
	光明寺 - 金ヶ原断層	15.0	15.0	70° W	6.8	西側隆起	5強
三峠断層		26.0	15.0	90°	7.2	左横ずれ	5強
上林川断層		26.0	15.0	90°	7.2	右横ずれ	5強
琵琶湖西岸断層帯		59.0	17.0	70° W	7.7	西側隆起	6弱
埴生断層		17.0	15.0	90°	6.9	左横ずれ	6強
花折断層帯		46.5	16.0	85° E	7.5	右横ずれ	6弱

※京都府地震被害想定調査委員会報告 平成19年8月・平成20年5月の報告。予測震度は、震度分布図による市内での震度。

南丹市周辺の断層位置図



1	花折断層帯	12	山田断層帯
2	桃山－鹿ヶ谷断層	13	郷村断層帯
3	黄檗断層	14	上町断層帯
4	奈良盆地東縁断層帯	15	生駒断層帯
5	亀岡断層	16	琵琶湖西岸断層帯
6	檜原－水尾断層	17	有馬－高槻構造線
7	殿田－神吉－越畑断層	18	宇治川断層
8	光明寺－金ヶ原断層	19	木津川断層帯
9	三峠断層	20	埴生断層
10	上林川断層	21	養父断層
11	若狭湾内断層	22	和東谷断層

第3 震災による被害想定

本節第2に示した本市に被害が想定される活断層の活動による内陸性直下型の大規模地震については、「京都府地震被害想定調査委員会報告（平成19年8月・平成20年5月の報告）」において、震度予測と被害想定がなされている。

1 震度・液状化予測

断層の中でも、次の断層は特に本市に大きな被害を及ぼすと予測される。

(1) 亀岡断層（上記南丹市周辺の断層位置図の〔5〕）

日吉町の中・天若地区から八木町紅葉峠付近を通る断層。

八木町平地部で、最大震度が震度6強と予測され、液状化危険度が中～高と予測される箇所が見られる。

(2) 殿田－神吉－越畑断層（上記南丹市周辺の断層位置図の〔7〕）

日吉町南部の志和賀地区・殿田地区から八木町神吉地区を通る断層。

八木町平地部や園部町川辺地区の一部で、最大震度が震度7と予測され、液状化危険度が高と予測される箇所が見られる。また、八木町神吉地区や園部町市街地・日吉町殿田地区などの広範囲で、最大震度が震度6強と予測され、液状化危険度が中～高と予測される箇所が見られる。

(3) 埴生断層（上記南丹市周辺の断層位置図の〔20〕）

園部町南部の西本梅地区を通る断層。

八木町平地部や園部町西本梅地区で、最大震度が震度6強と予測され、液状化危険度が中～高と予測される箇所が見られる。

(4) 花折断層帯（上記南丹市周辺の断層位置図の〔1〕）

京都市左京区から滋賀県高島市を通る断層。

八木町平地部や園部町市街地、摩気地区・西本梅地区の一部や日吉町日吉ダム湖周辺、美山町の知井地区、平屋地区、鶴ヶ岡地区、大野地区、宮島地区の一部で、最大震度が震度6弱と予測される。液状化の危険はほとんどない。

※資料編1－（3）気象庁震度階級関連解説表

2 人的被害

(単位：人)

		被害想定時の人口	死者数	要救助者数	短期避難者数
西山断層帯	亀岡断層	36,900	40	190	5,430
	榎原 - 水尾断層	36,900	0	0	360
	殿田 - 神吉 - 越畑断層	36,900	310	1,370	19,330
	光明寺 - 金ヶ原断層	36,900	0	0	330
三峠断層		36,900	0	30	2,530
上林川断層		36,900	0	40	3,000
琵琶湖西岸断層帯		36,900	10	70	4,090
埴生断層		36,900	80	350	8,530
花折断層帯		36,737	12	96	4,882

※京都府地震被害想定調査委員会報告（平成19年8月・平成20年5月の報告）による被害想定。

3 建物被害

(単位：棟)

		建物総数	全壊	半壊・一部損壊	焼失建物
西山断層帯	亀岡断層	32,300	1,600	3,190	180
	榎原 - 水尾断層	32,300	40	260	0
	殿田 - 神吉 - 越畑断層	32,300	9,610	7,400	2,680
	光明寺 - 金ヶ原断層	32,300	50	250	0
三峠断層		32,300	460	1,880	0
上林川断層		32,300	580	2,290	0
琵琶湖西岸断層帯		32,300	870	3,120	0
埴生断層		32,300	2,600	4,790	410
花折断層帯		32,311	1,091	3,602	0

※京都府地震被害想定調査委員会報告（平成19年8月・平成20年5月の報告）による被害想定。